教育平等センターの客員研究員に話を聞く

2024年8月16日(金)

コロンビア大学の教育平等センター(Center for Educational Equity)にて客員研究員として所属する高橋哲氏に、同センターのインターン、ヤニラさん(Yanira Rivera)とヨルダニさん(Yordani Rodriguez)が話を聞きました。高橋氏は、大阪大学准教授で専門は教育法学。すべての子どもたちの包括的な教育機会への権利、ならびに、学校教員の適正な労働条件を中心に研究をしています。教育平等センター代表のマイケル・レベル教授(Michael A. Rebell)が提唱する教育政訴訟をモデルに、教育政策の改善に取り組んでいます。

ご自身について、また教育政策や法律に携わるようになったきっかけについてお聞かせください。

高橋:実は学生時代、小学校の先生になりたくて、小学校の教育実習にも行ったことがあります。ところが、教師の仕事量は膨大で、生徒の学習条件も非常に厳しい。教師1人の教室に40人の生徒が標準とされているのです。また、日本は高校や大学への受験競争が最も厳しい国のひとつであるため、生徒たちは互いに競争しなければならないという強いプレッシャーを受けています。にもかかわらず、教育機会において都市部と地方の間に大きな格差があることも指摘されています。こうした問題から、私は国の教育政策や教育財政について考えるようになりました。大学卒業後、私は大学院に進学し、教育法について学ぶことにしました。これが、教育法学、教育政策に足を踏み入れるきっかけでした。

教育法・教育政策について最も興味を持ったことは何ですか?

高橋:ティーチャーズ・カレッジに来る前、私は教師の長時間労働の背景にある法的メカニズムについて研究していました。労働基準法という法律により、すべての労働者は労働時間を1日8時間、週40時間を上限とされています。日本の公立学校の教師は特別法により、この上限を超えても残業代なしで働いています。このような問題状況のもと、私は教師の残業代を請求する裁判に研究者として参加することになりました。下級審判決では原告の勝訴には至りませんでしたが、裁判所は、使用者が時間外労働を是正する措置をとらない場合、違法とみなされ、任命権者が賠償責任を負う「可能性」があるという法的枠組みを確立しました。私たちは現在、教員に必要な残業代を支払う次の訴訟を計画しています。これは教師の労働条件改善にとどまらず、必要な公教育費を政府に求める訴訟でもあります。その意味で、教育平等センターが行ってきた教育財政訴訟と類似していると考えています。

教育公平性センターに客員研究員として来られたきっかけは何だったのですか?

高橋:レベル教授の「包括的な教育機会保障」というコンセプトに共感したことが理由です。この概念は、すべての生徒、特に障害のある生徒や、特別な支援を必要とする生徒、経済的困難にある生徒に必要な教育プログラムを提供する政府の義務を主張しています。日本でも子どもの貧困問題が深刻化しており、慢性的に不登校の生徒が多くその数は20万人を超えています。多くの研究者

は、こうした特別なニーズを公教育システムの外でどうサポートするかに焦点をあてていますが、 レベル教授は、公教育内にてすべてのニーズがカバーされるべきだと主張しています。ここには、 学校内での給食、歯科治療、医療の提供も含まれる。このような包括的な教育概念は、日本では非 常に重要であり、今後必要になると考えています。ニューヨーク州での教育財政訴訟(CFE 判決) は、生徒のニーズにもとづいて州政府がより多くの教育予算を支給するという結果をもたらしまし た。このような教育財政訴訟の実践を学ぼうと思ったことがセンターに来たきっかけです。

研究においてどのような課題に直面し、どのように対処してきましたか?

高橋:言語上の問題ですが、まだ克服できていません(笑)。特に英語での研究論文の執筆には苦労しています。問題背景が異なるなかで、日本の問題とアメリカの問題を結びつけることも簡単ではなく、両者の共通点を立証する必要もあります。この問題に対処するために、私は両方の問題の架け橋となる本や論文を通じたインプットに多くの時間を費やしてきました。時間がかかりますが、必要な作業だと思っています。

日米の教育政策の違いは何ですか?

高橋:大きな違いのひとつは、教育政策形成における裁判所の役割です。日本では、ほとんどすべての教育政策が、裁判所の関与や当事者の意見を聞くことなく、行政府と立法府によって決定されています。教員の労働条件に関する政策も、教員代表の参加がないままに策定されています。対照的に、米国の教育財政訴訟では、広範な当事者参加のプロセスが設けられ、多くの関係者の意見が政策に反映されています。司法府が政策決定に積極的な役割を果たすことで、当事者の意思も教育政策に反映されている点が日本との大きな違いであると考えています。

研究で楽しいことは何ですか?

高橋:研究の醍醐味は、社会運動と自分の研究との関わりをみることにあると思います。社会を改善し、子どもの権利を実現するために法律や政策を研究することが、最大のモチベーションです。教育平等センターでは、レベル教授をはじめ、スタッフの方々の研究や取り組みが社会運動とどのようにつながっているのかを実感できます。教育における人種格差や経済的不平等など、社会問題に取り組むという共通の目標を持つ人々との交流は、とても魅力的です。このようなアイデアや経験の国際的な交流は、日米にとどまらず教育の平等を求める国際的な社会運動につながると期待しています。

様々な専門家との豊富な経験や研究成果から、センターでの仕事を通じてどのような独自の視点や 知見を培いましたか?

高橋:私の研究テーマは、CFE 判決の市民参加プロセス (public engagement process) にあり、裁判の実践的側面に焦点をあてています。多くの研究者が裁判所の判決文とその命令履行に焦点をあてているのに対して、私は訴訟当事者がどのように原告を組織し、法的争点を組み立てたのかに関

心があります。CFE 判決の未公開文書や一次資料を分析することで、教育財政訴訟研究において独自の視点を得ることができると考えています。

あなたの研究には、どのような実用性や社会的影響があると思われますか?

高橋:現在の研究目的の一つは、CFE 判決の訴訟実践を日本に移入することです。CFE 判決で行われた実践や、レベル教授の教育財政訴訟に関する理論は、教育政策への裁判所の関与が少ない日本において重要な意義を有しています。私は、教育平等センターで得た知見をもとに、日本の裁判所の政策形成機能を活性化させ、教育政策に影響を与えることを目指しています。むこう10年以内に、CFE 判決に学びながら日本でも教育財政訴訟を開始したいと考えています。その意味で、センターのスタッフの方々との日々の会話や会議での交流は、教育財政訴訟の実践を理解する上で非常に重要となっています。